

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」といいます。）の提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 新潟臨港保健会
主たる事務所の所在地	〒950-8725 新潟市東区桃山町1丁目114番地3号
代表者（職名・氏名）	理事長 湊 泉
設立年月日	昭和26年5月22日
電話番号	025-274-5331

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	新潟臨港病院	
サービスの種類	訪問リハビリテーション	
事業所の所在地	〒950-8725 新潟市東区桃山町1丁目114番地3号	
電話番号	025-271-9694	
指定年月日・事業所番号	平成30年10月1日	1510121518
管理者の氏名	丸谷 温	
通常の事業の実施地域	新潟市東区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図れるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問リハビリは、病状が安定期にある利用者について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問リハビリ職員」といいます。)が、そのお宅を訪問し、生活上の課題に対してリハビリを行うことで、利用者の療養生活を支援し生活機能の向上を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
休業日	土曜日、日曜日 *月曜日から金曜日が祝祭日、1月2日、1月3日にあたる場合は休業日を基本とするが状況によっては営業する場合あり

6. 事業所の職員体制

医師	坂井 邦彦
----	-------

リハビリ職員の職種	勤務の形態・人数
理学療法士	常勤 3人、非常勤 人
作業療法士	常勤 1人、非常勤 人
言語聴覚士	常勤 人、非常勤 人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問リハビリ職員)及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問リハビリ職員の氏名	
管理責任者の氏名	丸谷 温

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割、もしくは3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

訪問リハビリの利用料

【基本部分】基本利用料※（注１）参照

利用者負担金（基本利用料の１割の場合）※（注２）参照

１回あたりの所要時間	単位数（介護）	単位数（予防）
20分以上	3 0 8 単位	2 9 8 単位
40分以上	6 1 6 単位	5 9 6 単位
60分以上	9 2 4 単位	8 9 4 単位

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注３）新潟市は地域単価区分が７級地に区分され、利用料金は１単位が 10.17 単位の計算となりますので、上記金額に 1.017 を掛けた金額になります。

【加算】利用者負担金（基本利用料の１割の場合）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額 基本利用料
短期集中リハビリテーション実施加算	退院/退所/訪問開始日から起算して３ヶ月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合		2 0 0 単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症を持つ利用者に対して、退院/退所/訪問開始日から起算して３ヶ月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合		2 4 0 単位
リハビリテーションマネジメント加算	(イ)	３月に１回以上リハビリ会議を実施し、訪問リハビリ計画を見直している場合	1 8 0 単位
	(ロ)	上記加算（イ）に加え、訪問リハビリ計画などを厚生労働省にデータとして提出している場合	2 1 3 単位
	リハビリ計画について医師による説明があった場合		2 7 0 単位
移行支援加算	評価対象期間において社会参加に資する取組を実施した割合が一定以上の場合		1 7 単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合		基本利用料の５％
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき）		6 単位

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を減じて算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わない場合。	▲50単位/回
介護予防訪問リハビリ12月超減算	要支援の利用者が12ヶ月を超えて訪問リハを継続する場合	▲30単位/回

【その他の利用料】

材料費	日常生活上必要とされる物品や材料など	実費
-----	--------------------	----

【利用者負担額 概算】

算定されると考えられる内容と1か月の概算をお示しします。

	サービスの内容	算定	単位数	訪問回数	合計単位数
基本 料金	20 分以上（要介護）		308 単位	回	単位
	40 分以上（要介護）		616 単位	回	単位
	20 分以上（要支援）		298 単位	回	単位
	40 分以上（要支援）		596 単位	回	単位
加 算	サービス提供体制加算		6 単位	回	単位
	リハマネ加算（イ）		180 単位	月 1 回	単位
	リハマネ加算（ロ）		213 単位	月 1 回	単位
	医師による説明・同意		270 単位	月 1 回	単位
	短期集中リハビリ加算		200 単位	回	単位
	認知症短期集中リハビリ加算		240 単位	回	単位
	中山間地域加算		基本料金の 5%を加算		
合計単位数					単位
利用者負担割合	1 割 2 割 3 割 無料 公費による減額				単位

（３）キャンセル料

あなたが、このサービスの利用をキャンセルしても、キャンセル料はいただきませんが、できるだけ早めにご連絡下さい。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次月請求書とともに郵送させていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の12日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。

現金払い	サービスを利用した月の翌々月に、現金でお支払いください。
------	------------------------------

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-271-6452 面接場所 新潟臨港病院 在宅医療部の相談室
---------	--

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課介護認定審査係	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者藤の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 （ 医師 坂井 邦彦 ）

虐待防止に関する担当者 （ 理学療法士 丸谷 温 ）

（２）成年後見人制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（５）介護相談員を受け入れます。

（６）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

（１）サービス提供の際、訪問リハビリ職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

（２）訪問リハビリ職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 災害が発生した際は、利用者の安全確保はもちろんですが、私たち訪問リハビリ職員の安全を図るため、訪問を一時休止させて頂くことがあります。また、訪問中の場合は利用者および家族の安全確保に努め、訪問リハビリ職員はすぐ安全なところに避難させて頂くことがあります。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 〒950-8725 新潟市東区桃山町 1 丁目 114 番地 3 号
事 業 者（法人）名 社会医療法人 新潟臨港保健会
代表者職・氏名 理事長 湊 泉

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

本人との続柄

氏 名

立 会 人 住 所

氏 名